

福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（乳幼児（未就学児）、小中高生等）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	秋田県
3. 市区町村名	横手市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（乳幼児（未就学児）、小中高生等）
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		横手市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年横手市条例第37条）別表第1第2の項 福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの（乳幼児（未就学児）、小中高生等）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第一条	横手市福祉医療費支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て（児童）は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その（心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること）その他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この訓令は、横手市に住所を有する（乳幼児（未就学児）、小中高生等）、ひとり親家庭の児童生徒等、高齢身体障害者及び重度心身障害（児）者の（心身の健康の保持及び生活の安定を図るため）に実施する福祉医療費の支給について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		横手市福祉医療費支給要綱横手市福祉医療費支給事務取扱要領（平成17年10月1日訓令第56号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	横手市福祉医療費支給要綱第5条
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	福祉医療費受給者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h1	横手市福祉医療費支給要綱第2条第1項第3号及び第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h2	横手市福祉医療費支給要綱第2条第1項第4号及び第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h3	横手市福祉医療費支給要綱第2条第1項第1号及び第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号h5	横手市福祉医療費支給要綱第2条第1項第5号、第6号及び第7号並びに第3条
-------	---------------------	--------------------------------------

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ニ	横手市福祉医療費支給要綱第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号	横手市福祉医療費支給事務取扱要領第9条、第10条、第11条
事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	福祉医療費の受給に係る受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ1	横手市福祉医療費支給事務取扱要領第9条第2号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ3	横手市福祉医療費支給事務取扱要領第9条第3号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ハ5	横手市福祉医療費支給事務取扱要領第9条第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報4

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項2号ニ	横手市福祉医療費支給事務取扱要領第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	横手市福祉医療費支給事務取扱要領第4条第1項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	福祉医療費受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ニ	横手市福祉医療費支給要綱第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2024年08月01日
-----	-------------

独自利用事務の対象者	乳幼児（未就学児）、小中高生等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2021年08月23日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	29
保護評価書の名称	横手市 福祉医療費に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E7%A7%8B%E7%94%B0%E7%9C%8C%E6%A8%AA%E6%89%8B%E5%B8%82&ev_name=%E7%A6%8F%E7%A5%89%E5%8C%BB%E7%99%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=6&opn_date_from_day=19&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=9&opn_date_to_day=9&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	